

新たな入札制度の構築に向けて

「入札制度検討部会提言」

平成19年3月27日

徳島県入札監視委員会入札制度検討部会

はじめに

昨年5月に発覚した平成16年度の県発注工事における入札談合事件は、県内に大きな衝撃を与えた。この事件発生を受けて、県からの要請により、直ちに入札監視委員会の中に入札制度検討部会を設置し、談合防止に向けた新たな入札制度について、総合的に検討を行ってきた。

また、受注競争の激化から著しい低価格での受注が頻発し、品質の確保、安全対策の不徹底、下請けへのしわ寄せなどの懸念が大きく顕在化してきたところであり、当部会において、ダンピング防止対策についても検討を加えた。

入札制度検討部会は、これまで5回開催し、今年度の入札制度の運用状況、国や都道府県の状況、県議会での議論、関係団体の意見、さらには、全国知事会が取りまとめた「都道府県の公共調達改革に関する指針」を参考に、検討を重ねてきたところである。

このたび、これまでの検討結果を踏まえ、入札制度検討部会提言「新たな入札制度の構築に向けて」として取りまとめたところであり、平成19年度の入札制度改革をはじめとする今後の徳島県の入札・契約制度の改革に資することを大いに期待するものである。

これまでも徳島県では、様々な入札制度改革に取り組んできているが、今回の提言を踏まえ一層の改善を図るとともに、さらに、今後とも不断の見直しに努め、より良い入札制度の構築に努められたい。

提 言

1 一般競争入札の拡大

談合防止を図る上で、一般競争入札の適用範囲を拡大し、入札における競争性・透明性を高めていくことは、大変重要な方策である。

徳島県においては、一般競争入札について、平成15年度に10億円以上の工事を対象としていたものを平成16年度2億円以上、平成17年度1億円超、平成18年度7千万円超と、受注企業への影響や事務効率などを考慮しながら、毎年度段階的に拡大を進めてきたところである。

今後とも、一般競争入札については、一層の拡大を目指し、制度の定着などを踏まえ、できるだけ速やかに、1千万円以上の工事について実施するように努めること。

2 総合評価落札方式の拡大と充実

「総合評価落札方式」は、従来の価格だけの競争に特化した落札方式ではなく、技術力等の価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する方式であり、不良不適格業者の排除だけでなく、談合防止にとっても有効な制度であり、積極的な活用を図っていくことが重要である。

徳島県においては、平成17年度から一部工事において先行的に試行を実施し、平成18年度より1億円以上の全ての工事において、「総合評価落札方式」を導入してきたところである。

しかしながら、これまでの「総合評価落札方式」では、技術力評価の重みが価格評価の1割程度と低いため、企業の持つ技術力の優劣が落札者の決定に反映されにくい状況になっているところである。また「総合評価落札方式」を小規模な工事にまで拡大する必要があるが、導入するにあたっては技術力の評価方法や審査に伴う事務の簡素化等の課題がある。

このようなことから、「総合評価落札方式」の拡充にあたっては、工事成績を評価項目に追加するなど技術力の評価項目を充実させ、その重みを2割～3割程度に拡大を図ること。また審査手続きの客観性、透明性、公正性の向上を図るとともに、企業の持つ技術力を簡易に評価する方式を新たに導入し、その適用範囲の拡大を図ること。

3 ダンピング防止対策の徹底について

ダンピング受注は、工事の品質低下や安全対策の不徹底、下請企業へのしわ寄せ、建設労働者の労働条件の悪化等を招くばかりでなく、ひいては建設業の健全な発達を阻害するおそれがある。また、今年度の県議会においても、ダンピング受注防止対策を求める二つの請願が採択されたところである。

徳島県の最低制限価格や低入札調査基準価格未滿での落札件数は、平成18年度に入ってから激増し、全工事の3割を超える状況となっている。

また低入札価格調査制度における失格基準価格付近や最低制限価格に、入札額が集中する傾向が顕著となっており、必要経費を十分に見積らないなど、極めてダンピング受注のおそれの高いものも見受けられるところである。

これらの実態を踏まえ、現行の「最低制限価格制度」及び「低入札価格調査制度」を次のとおり改善し、ダンピング防止対策の徹底に努めること。

ア. 最低制限価格制度

「最低制限価格制度」については、安易に最低制限価格と同額の入札が行われないう、これまでの固定率による設定方法を改め、予定価格と入札参加者の見積り価格を用いて設定する平均額型最低制限価格の活用を図ること。また最低制限価格の設定に際しては、「契約内容に適合した履行の確保」等が図られるよう、一定の水準以上となるように設定すること。

イ. 低入札価格調査制度

「低入札価格調査制度」については、失格基準価格の設定に際して適切に見積もられた入札参加者の見積り価格が反映されるよう、失格基準価格の設定方法を改善すること。また低入札価格調査に際して具体的な判断基準を設定するなど、調査方法の改善を図ること。

4 入札情報の公表方法の改善・入札契約過程の監視強化

入札に関する情報を適切に公表するとともに、入札契約過程の監視を強化することは、情報の入手を目的として行われる不正行為を防ぐことや、公共工事の入札及び契約における公正な競争を促進する上で、極めて重要である。

徳島県においては、これまでも「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき「徳島県入札・契約情報公表要綱」を定め、入札情報を公表するとともに、「徳島県入札監視委員会」において1億円以上の全ての工事などについて、入札契約に関する手続き等を審議し、その結果を公表してきたところであるが、次のことについて、さらなる充実に努められたい。

ア. 指名企業名の公表については、現在入札執行の事前に公表しているところであるが、指名手続きの透明性確保と談合防止の観点と比較考量すると、事前公表から事後公表に変更することが望ましい。

イ. 工事費内訳書のチェック機能を充実する等、入札契約過程の監視強化を図るとともに、入札情報については、インターネットの利用を促進するなど、今後とも積極的な公表に努めること。

5 ペナルティの強化

徳島県においては、平成16年度に談合による違約金特約の額を全国で最も高い20%に設定しており、また談合に対する指名停止措置期間においても適正に対処しているところである。

今後においても、談合根絶に向けた取り組みを推進するために、入札談合に対しては、次のことについてさらに厳しくペナルティの強化を図る必要がある。

ア. 県発注工事だけでなく、他の公的機関が発注した工事、または民間工事であっても、県内で施工された工事における入札談合に対しては、12月以上の指名停止期間とすること。

イ. 入札談合による指名停止期間中に、再度、他の入札談合による指名停止措置が発生した場合には、指名停止期間が重複しないように延長措置を講じること。

6 受注企業におけるコンプライアンスの徹底

入札談合を根絶するためには、まず企業側に「談合は犯罪である」とのしっかりとした認識を醸成し、定着させることが重要である。

そのためには、企業自身の意識改革を強く促していくことが必要であり、建設産業団体に対して一層の企業倫理の確立や談合の根絶を要請するとともに、県によるコンプライアンス講習会の開催、さらには入札時における誓約書の提出の義務付けなど、受注企業のコンプライアンスの徹底を促すこと。

7 電子入札の完全実施

電子入札については、事務の効率化などによる発注者、入札参加業者双方のコスト縮減だけでなく、入札参加者が一堂に会する機会を減少させることから、談合等不正行為の防止にも効果が大きいと期待される。

このため徳島県では、平成18年度中に完全導入という目標を掲げて、「電子入札講習会」等を開催するなどその普及に努め、平成19年度当初から全ての案件において電子入札が実施できる状況に至っているところである。今後とも電子入札システムの円滑な運用に努めるとともに、新たに入札参加を希望する者に対して適切な支援が図られるよう考慮すること。

また電子入札システム導入のコスト縮減効果や談合等の不正行為防止効果を最大限に発揮できるよう、設計図書の見直しや配布等についても電子化を推進するなど、システムの改良に積極的に取り組むこと。

8 地域産業の育成と公正な競争の確保

地元中小企業は、当該地域での雇用や災害が発生した場合における緊急出動等、地域において果たす役割は大変大きい。また「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」においても中小企業の受注機会の確保が要請されているところであり、発注にあたっては地域産業の育成に配慮しつつ競争性の確保を図っていく必要がある。

こうした視点に立ち、一般競争入札の参加条件として地域要件を設定するにあたっては、エリアの大小や地域の業者数を考慮しながら、公正な競争が促進されるよう設定に努めること。

おわりに

徳島県入札監視委員会入札制度検討部会では、「談合は重大な犯罪である」との認識の下、多方面にわたって検討を行い、現在取り得る制度等について、積極的に提言を行ったところである。今回、提言を取りまとめるにあたって、いくつかの点について次に指摘しておく。

まず、県においては、入札制度を定めこれを運用する立場として、県民の目線で制度を点検し、不断の見直しを怠らないことが重要である。

次に、企業については、意識改革が何より重要であり、企業トップが率先し法令の遵守・企業倫理を徹底する具体的行動を望む。

また、県内の市町村においては、入札制度の取り組みについて、市町村間での違いがあるものの全体的には必ずしも十分な対応が図られているとは言えない状況にある。県においては、市町村における電子入札の導入や総合評価制度の導入などの新たな取り組みについての支援・指導にも配慮をお願いしたい。

最後に、徳島県においては、公共事業に対する信頼の確保や健全な建設産業の発展を図る上からも、この「入札制度検討部会提言」について、早急に実行に移し、より良い入札制度の構築を図っていただきたい。